

保護者が大阪府在住の方へ（1・2・3年）

大阪暁光高等学校
事務長 藤並 一朗

大阪府 奨学のための給付金の申請について

保護者が大阪府在住の生徒に「奨学のための給付金」の申請書類を配布します。対象となる人はリーフレットをよく読んで申請してください（対象とならない場合は封筒ごと破棄して問題ありません）。

この封筒には下記の2つの制度の案内が入っています。

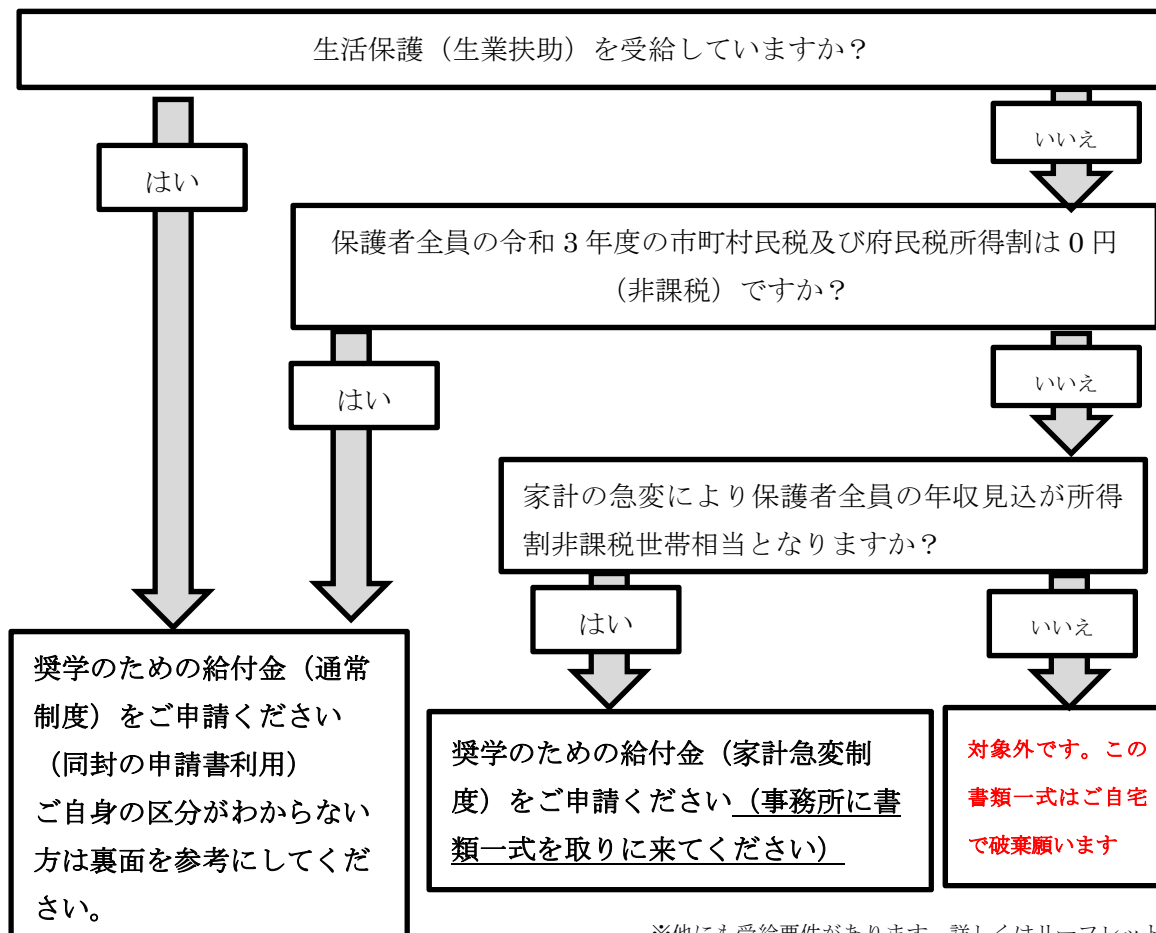
- 「通常制度」－ 白のプリント（申請用紙も同封）
 - ・ 保護者等が 7/1 現在生活保護を受給しているか、令和 3 年度非課税
 - ・ 提出期限：2021 年 7 月 12 日（看護科 3 年のみ 7/14 実習帰校日の提出可）
- 「家計急変制度」－ クリーム色のプリント（申請書は同封していません）
 - ・ 上記通常制度が適用されないが、今年度急激に保護者等の家計が急変した
 - ・ 2 月ごろまで随時受付
 - ・ 対象となる人は事務室に申請用紙を取りに来ること



記入例などはこちらからチェック！

認定された場合は、大阪府から学校に給付金が交付され、その後、学校にお届けの口座に振込みます（令和 4 年 1 月ごろ予定）。

該当確認フローチャート（1・2・3年）



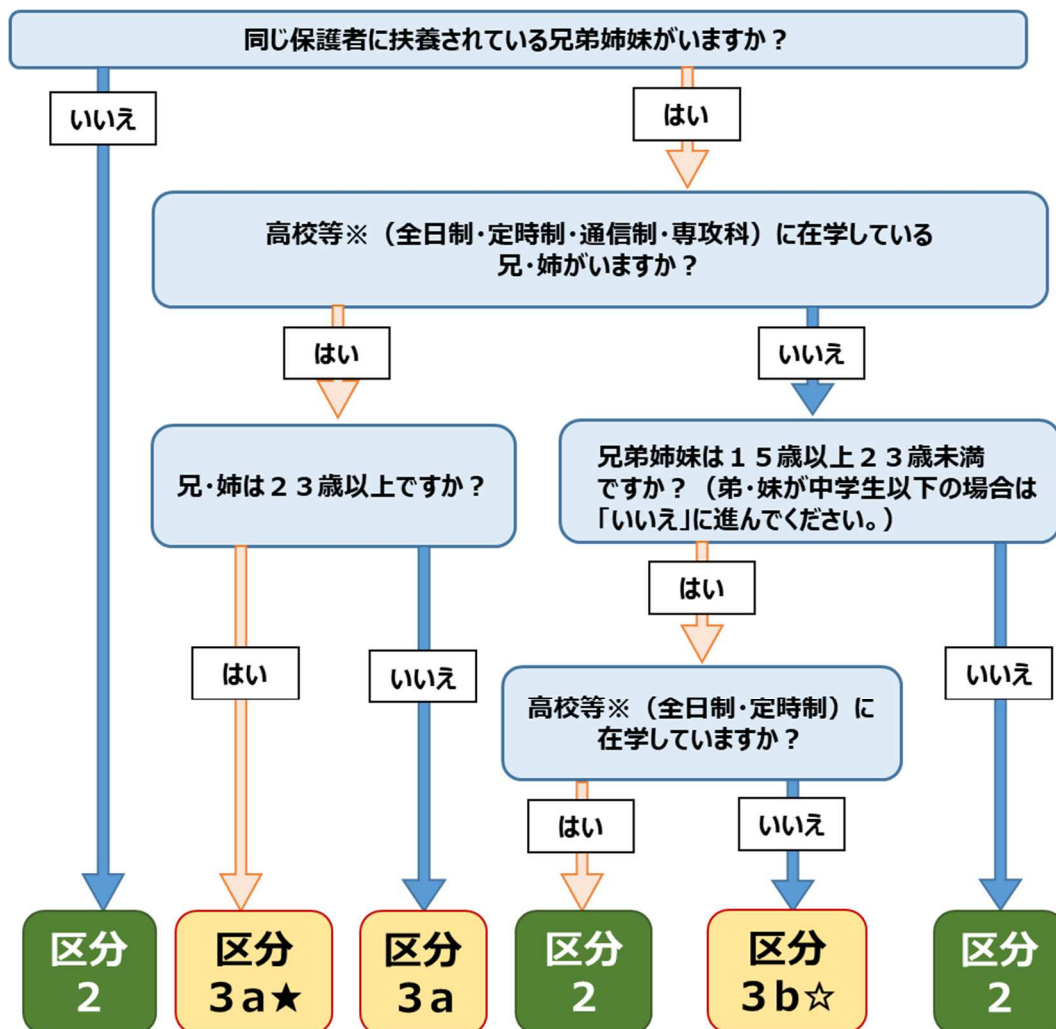
※他にも受給要件があります。詳しくはリーフレットに記載しています。

問い合わせ先 大阪暁光高等学校 事務室会計課（直通電話番号 0721-26-7736）

※生活保護(生業扶助)受給世帯は区分1となります

※生活保護受給世帯ではなく令和3年度の市町村民税及び府民税所得割額が0円(非課税)の場合は下図により申請区分を確認してください

区分2・区分3 確認用フローチャート



○区分3に該当するときは、兄弟姉妹の健康保険証の写しが必要です。

3a★…高等学校等に在学する兄・姉が23歳以上の場合は、兄・姉の在学証明書が必要です。

3b☆…弟・妹が通信制の高等学校に在学する場合は、弟・妹の在学証明書が必要です。

※高校等とは…

高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年～第3学年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設(※)の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの

(※)対象となる国家資格者養成施設

- ・理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者(高等学校入学資格者)を入所させるもの
- ・准看護師養成所 ・調理師養成施設 ・製菓衛生士養成施設